

# 日韓関係と教育政策

## —日本統治期の朝鮮総督府の教育政策の展開に関する歴史的考察—

生涯学習基盤経営コース 尹 敬勲

—An attempt to understand differences in perceptions of history between Japan and South Korea focusing on the educational policy of the Government General of Chosun—

Kaeunghun YOON

Among those paying attention to the Japan-South Korea relationship, there have been heated discussions over issues surrounding ownership of Dok-do(Takeshima), wartime sex slaves and controversial history textbooks. These contentious issues seem largely to stem from a perception gap on modern and contemporary history between Japan and South Korea. If the two neighbors are to seek to improve the bilateral relations further, it is crucial to find out underlying reasons behind these differences.

In an effort to understand such reasons, this paper focuses on the educational policy during the Japanese colonial rule in the Korean Peninsula (1910–1945). Firstly, the paper considers some of the peculiarities of the educational policies employed by the Government General of Chosun. Secondly, it touches on specific initiatives of the government that had a significant impact on people of the Korean Peninsula. Thirdly, it looks at how some of the major characteristics of the educational policy of the Government General of Chosun have been handed down to the educational policy of South Korea after its independence. In conclusion, the paper discusses historic implications of the educational policy enforced by the Government General of Chosun.

### 目 次

#### I. 問題提起

##### I. 問題提起

###### A. 問題意識

###### B. 先行研究の検討

##### II. 朝鮮総督府の教育政策の変遷過程

###### A. 寺内正毅総督時代の教育政策内容

###### B. 斎藤實総督時代の教育政策内容

###### 1) 第1次斎藤総督時代の教育政策

###### 2) 第2次斎藤総督時代の教育政策

###### C. 宇垣一成総督時代の教育政策

###### D. 南次郎総督時代の教育政策内容

##### III. 朝鮮総督府統治下の教育政策の特徴と歴史的性格

###### A. 朝鮮総督府の教育政策の特徴と課題

###### B. 戦前の教育政策の歴史的性格と現代的意味

##### IV. 考察

###### A. 問題意識

戦後の日韓関係が構築されて来る中、両国において歴史問題が論議の対象となっていた。実際に、歴史問題をめぐる日韓の認識の相違は、歴史教科書を含む両国の教育政策に起因しているといわれてきた。すなわち、韓国の教育政策が日韓関係の中で歴史問題をめぐって両国の関係に一定の影響を与えてきたという理解が一般的になされてきた。しかし、本来、日韓関係において歴史問題が論議の題材となった理由を突き詰めてみると、朝鮮半島が日本の統治下におかれ、その時期の歴史に対する現代的解釈が日韓両国において異なるからだと考えられる。換言すれば、戦後日韓関係を構築していく中で、戦前の歴史に関する認識が対話によって両国の中で検証されることなく、自国の立場に基づく戦前の理解がなされてきたことが日韓関係の葛藤の

余地を残してきたと理解できる。その一例として本論文の検討対象となる戦前の教育政策に関する視点に注目すると、韓国においては日本統治下の教育政策を支配側の抑圧的教育政策として捉えてきた。その結果、日本統治下の教育政策に対抗する軸として民間の民族主義教育運動を高い教育実践として評価してきたのである。

他方、日本においては戦前の朝鮮半島の統治下の教育実践に関する研究は出されているが、教育政策に論点を絞った研究はまだ十分に行われていないのが現状である。具体的にいえば、日本で出された研究の性格は当時の事実を実証的に説明する傾向が強く、当時の教育政策の意味を歴史的に評価しようとする段階までは発展していないことが実状であるといえる。このような日韓両国において戦前の朝鮮半島の教育政策に関する研究の違いは、戦後の一国の歴史的視点を自国の立場で構築する中で、多様な視点に基づき歴史を捉えることなく、被害者の視点と加害者の視点という二分法的に解釈するようになったことが遠因であると考えられる。勿論、このような両国の異なる認識を互いに理解するためには、日本統治下の朝鮮半島の歴史に関する共同研究などの取り組みが必要であろう。

しかし、日韓両国が歴史問題を互いに理解するために話し合うことは正論であるが、その前に根本的に検討すべき問題がある。その問題とは、より実体に基づき戦前という時代を捉えることである。そうすると、単に自国の立場に依拠して戦前と戦後を区分する歴史認識から脱皮し、戦前と戦後の連続性という視点に注目して戦前の歴史的性格を改めて検討することが課題であると思われる。言い換えれば、戦前の日本と韓国の歴史的性格を相手の立場で理解し、戦前の歴史的特質が戦後の歴史へどのような影響を与えたのかという歴史に内在されている性格を検討することが重要であると考えられる。従って、本論文では戦前と戦後の連続性という視点に注目し、特に教育政策という枠組みの中から戦前の朝鮮総督府の教育政策に焦点を当て、日本統治下の朝鮮半島で実施された教育政策が戦後の韓国の教育政策へどのような影響を与えたのかを考察する。その上、朝鮮総督府の教育政策の歴史的意味を検討する。

但し、戦前の朝鮮半島の教育政策を概括的に理解するためには、①戦前の朝鮮半島の教育政策の時代設定と②戦前の朝鮮半島の教育政策の推進主体という二つの側面を把握しておく必要がある。換言すれば、戦前の朝鮮半島の教育政策の動向を理解するためには、日

韓併合条約の締結から終戦まで期間の戦前という時代区分に基づき、同時期の教育政策の主体が取り組んだ同政策の特徴を理解することが必要であることを意味する。そのために、まず戦前の時代区分と同時期の教育政策の推進主体の位置づけを確認すると以下のように記すことができる。

第一に、戦前の朝鮮半島の教育政策を考察する上で時代区分を検討すると、その時代は日韓併合条約が交わされた時期に遡る。1910年の日韓併合条約以来、全ての外政と内政の権限が日本に移譲されるようになった。所謂、日本の植民地支配と呼ばれる時期である。本論文では、日韓併合条約(1910年)以来から第2次世界大戦が終わる1945年8月の終戦によって韓国が解放される時期までを戦前の時期として設定する。

第二に、1910年日韓併合条約以降、朝鮮半島の行政政策は朝鮮総督府によって統括・管理されるようになった。具体的にみると、この時代朝鮮総督府は、財政、治安、司法、国土管理、産業・貿易、金融・郵政、交通・運輸、電気・通信、地方制度と教育に至るまで全ての政策を統括する役割を遂行していた。すなわち、戦前の朝鮮半島の教育政策を推進する主体が朝鮮総督府であったことを理解することができる。

上記の記述を整理すると、日韓併合条約締結以降から1945年8月まで戦前の朝鮮半島の教育政策は朝鮮総督府によって主管されてきたと理解できる。従って、本論文では、朝鮮総督府によって施行されてきた教育政策の歴史的動向を中心に考察する。

## B. 先行研究の検討

戦前の教育政策の動向を具体的に検討する前に、この期間の教育政策に関する研究は既にいくつかの先行研究が日本と韓国で出されているため、まず代表的研究の内容を簡単に紹介する。しかし、実際に教育政策の先行研究の動向をみると、学校教育領域から社会教育領域までを包括した政策研究は少なく、特定時期に限定された教育政策研究が主流を形成していることが特徴的である。韓国における戦前の教育政策に関する代表的研究としては次の二つを上げられる。

①金道洙「わが国の近代社会教育政策と活動形態の展開過程—日本帝国統治時代を中心に—」檀国大学校教育学院『教育論集』(創刊号)1985と②李明實「皇民化政策期の朝鮮総督府による社会教育行政機構の再編」韓国教育史学会編『韓国教育史学』(第21集)1999がある。

他方、日本における戦前の朝鮮半島の社会教育に関

する研究は、③李正連『韓国における社会教育の起源と変遷に関する研究—大韓帝国末期から植民地時代までの近代化との関係に注目して—』(名古屋大学大学院教育発達研究科(博士学位論文)、④井上薰「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策—研究の視座—」『殖民地教育史年報』(第1号)1998(pp.31-33.)と⑤佐藤由美『殖民地教育政策の研究(朝鮮・1905-1911)』(龍溪書舎2000)がある。

このような戦前の朝鮮半島の教育政策に関する研究をみると、上記の①と②の研究と③の研究の間には主に戦前の社会教育をめぐる検討が行われている。特に、①と②の研究と③の研究の間では植民地の社会教育に対する異なる認識が表れている。具体的にみると、①と②の場合、戦前の社会教育が日本の植民地政策の一環として推進されたと主張し、社会教育は韓国人々の民族意識の抹殺する同時に、内鮮一体という皇國臣民化教育を通じて韓国人々を、植民地支配に対して従順な人間として形成させる愚民化政策の代表的教育であると捉えていた。その結果、戦前の社会教育は韓国民衆の民族意識と独立意識へ抑制する教育的性格が強かったと評価している。

一方、③の場合は、戦前の社会教育と近代化へ注目し、日本の植民地支配下の中で推進された近代化政策に関しては、韓国民衆も近代的文明・思考を形成する上で能動的にかかわり、その中で社会教育は植民地下の韓国社会の近代化へ貢献する側面もあったと、韓国の社会教育研究とは異なる独自の視点を示していた。さらに、④研究は植民地時代の教育政策の研究の課題を示しており、⑤の研究は、日韓併合条約締結以降、朝鮮総督府によって本格的な植民地教育政策が実施される以前の寺内正毅の朝鮮教育令に焦点をあて、植民地教育の基礎となる政策内容を検討していた。以上の先行研究の内容を総合すると、戦前の朝鮮半島の教育政策研究は社会教育領域の研究が主流を形成していると理解できる。その理由は、本文の内容を検討するなかで明らかにされると思われるが、端的にいえば、朝鮮総督府の教育政策が初期の学校教育中心の政策から中期以降の社会教育政策中心の方向へ転換したからである。

本論文では、戦前の朝鮮半島の教育政策に関する上記の研究動向を踏まえた上で、先行研究のように戦前の植民地支配をめぐる評価の問題に焦点を当てるのではなく、朝鮮総督府による教育政策の推進内容とその特徴、そして戦前の教育政策が戦後米軍政の教育政策へ移行する過程で与えた影響に注目する。具体的にい

えば、①朝鮮総督府の教育政策の内容を各総督の統治期別に区分して各自の政策内容を検討し、②各時期別の政策内容に基づき教育政策の変遷過程を考察し、戦前の朝鮮半島の教育政策の特徴を把握する。その上、日韓関係の中で韓国の歴史的認識を教育政策の推進過程と関連づけて考察し、戦前の歴史的特質が戦後へ移行する過程で与えた影響の歴史的意味を考察する。

## II. 朝鮮総督府の教育政策の変遷過程

日韓併合条約締結以降の朝鮮半島の教育政策を朝鮮総督府の政策変遷に基づき検討すると、朝鮮総督府の各総督の政策推進事項をまず時系列に把握できる。しかし、実際に、朝鮮総督府の総督の施政方針の中では、教育政策を具体的に推進した場合と前任者の政策を継承した場合がある。そのため、本項では、約35年の間で着任した全10人の朝鮮総督府総督の政策の中で、具体的に教育関連政策へ力を入れていた各総督の施政(①寺内正毅、②齊藤實(第1期と第2期)、③宇垣一成、④南次郎)に焦点をあて、教育政策内容の変遷過程を考察する。

### A. 寺内正毅総督時代の教育政策内容

1910年8月22日「日韓併合に関する条約」が締結され、その結果朝鮮半島は日本の統治下に入り、朝鮮半島の立法権、統帥権、行政権と司法権は朝鮮総督府総督の権限下に置かれるようになった。そして、第1代総督として着任したのが寺内正毅(在任期間:1910年10月~1916年10月)であった。寺内総督の施政は、“併合の終局の目的は物質的に朝鮮民衆の福利を増進するのみならず進んで精神的同化を図り以て内鮮一家の実を擧ぐるにあるは言を要せぬ所である<sup>1)</sup>(原文ママ)と方針を示し、併合後の朝鮮半島において教育政策を通じた内鮮一体の実現を図ったのである。内鮮一体を図るために寺内総督の統治下の教育政策は、朝鮮半島教育の体系を確立することへ比重をおいていた。具体的に、寺内総督の諭告に基づき朝鮮半島の教育体系を確立することに関する内容をみると以下のように記されている。

帝国教育ノ大体ハ夙ニ教育ニ闕スル勅語ニ明示セラルル所之ヲ國体ニ原ネ之ヲ歴史ニ徵シ確平トシテ動カスヘカラス朝鮮教育ノ本義亦此ニ在リ  
惟フニ朝鮮ハ未タ内地ト事情ノ同シカラサルモノ

アリ是ヲ以テ其ノ教育ハ特ニ力ヲ徳性ノ涵養ト国語ノ普及トニ致シ以テ帝国国民タルノ資源ト品性トヲ具ヘシムコトヲ要ス…<sup>2)</sup>

上記の記述からみると、寺内総督統治下の教育政策の目標は①帝国臣民としての徳性の涵養と②日本語（上記では国語）普及を主な目的としていたと理解できる。さらに、①と②の目標を達成するために、寺内総督統治下の総督府は併合以前の書堂と郷校を中心とした朝鮮の学制を廃止し、普通教育・実業教育・専門教育を軸とする学制へ改革を断行した。

第一に、普通教育では、普通学校・高等普通学校・女子高等普通学校を設置し、国語（日本語）教授を主としながら内鮮一体の精神を育むのに力をいれていた。

第二に、専門教育では普通教育後の教育機関として医学教育機関を、実業教育では農林・工業教育を主とする教育機関を設置した<sup>3)</sup>。

寺内総督統治下で教育政策を担当していた隈本繁吉は、「教化意見書」の中で、朝鮮民衆の同化を実現する手段として教育を掲げ、「初等教育ハ主トシテ日本語ヲ普及セシムル機関<sup>4)</sup>」であると記し、同化教育の最初の取り組むとして日本語教育の重要性を披瀝していた。すなわち、寺内総督統治下においては併合直後の日本の統治に対する民衆の反発を抑制し、日本への同化を図ることが最優先の課題であったと考えられる。そして、この課題を克服するために、寺内総督の施政の中で推進された教育政策では、併合前の朝鮮の学制を改編し、日本の学制を導入し、普通教育機会の拡大を試みた。普通教育機会の拡大と同時に、日本語普及のための日本語教育を実施することで、朝鮮半島の民衆が日本へ同化するよう教育政策を推進したと見られる。

以上の内容を踏まえると、寺内総督統治下の教育政策は、学制の改編という教育体系の確立と同化教育の一環として日本語教育が拡大された時期であったと理解できる。

## B. 斎藤實総督時代の教育政策内容

斎藤實総督の着任と伴い、朝鮮半島の統治は文化政治といわれている時代へ入るようになった。従来、朝鮮総督府の官制の中で総督の任用は武官に限るという制約があった。斎藤は、この制約を撤廃する同時に、憲兵警察制度の廃止によって普通警察制度の導入と官使教員などの制服着用を廃止する政策を推進し、文化

主義という施政方針を打ち出した。すなわち、文化的開発に力を注ぐ文化政治の実現を図ることで、自らの統治時代の特徴として文化政治を掲げたのである<sup>5)</sup>。実際に、斎藤総督統治下の官制改革は文化政治を推進する制度的土台となった。斎藤の訓示の中で、“(一)言論・集会・出版等に対しては秩序及び公共の維持に妨げなき限り相当考慮を加へ民意の暢達を計ること、(一)教育・産業・交通・警察・衛生・社会救済其の他各般の行政に刷新を加へ国民生活の安定を図り一般の福利を増進するに於て新たに一生面を開くこと…(原文ママ)<sup>6)</sup>”と述べ、文化的要素を施政の中核へおくことで文化政治の推進を目論見た。このような斎藤総督統治期の文化政治という施政に方針下の教育政策の内容は次のように把握できる。

### 1) 第1次斎藤総督時代の教育政策(在任期間：1919年8月—1927年12月)

斎藤総督が着任した以来、主に二つの教育政策へ取り組み始めた。一つは、“文化施設の拡張上特に教育の振興に力を効すの必要を認め、差當り先づ普通学校修業年限の延長並に高等普通学校補習科制度の設置を断行して此等国民教育の基礎たるべき普通教育を粗々内地(原文ママ)<sup>7)</sup>へ普及させると述べ、普通教育の普及を図った。もう一つは、新朝鮮教育令を施行することで大学教育制度を確立する同時に、“古來の良風美俗を尊重し、醇良なる人格陶冶を図り進みて社会に奉仕するの念厚うし、同胞輯睦の美風を涵養するに努め且國語に熟達せしむることに重きを置き、勤労愛好の精神を養ひ興業治産の志操を鞏固ならしむるのは新教育の要旨とする所である(原文ママ)<sup>8)</sup>”と述べ、日本語教育の普及に基づく国民の精神教育を図ろうとしたのである。

具体的にみると、①大学教育制度の確立と推進という側面からいえば、京成帝国大学を設立し、法文学部と医学部を軸とする高等教育課程を確立・実施することであった。実際に、総督府は、朝鮮半島の教育政策の中で、大学教育の推進は朝鮮半島の近代化政策の一環である同時に、教育政策の近代化を反映すると捉えていた。すなわち、斎藤総督統治下で大学教育制度を確立することで、文化水準の向上を図ろうとしたといわれている。さらに、②日本語普及という観点からみると、朝鮮総督府は、日本語普及を新朝鮮教育令の眼目の主なるものであると認識し、斎藤総督統治下で日本語を理解する朝鮮人の数は増え、内鮮一体の政策の

表1)国語(日本語)を解する朝鮮人の数<sup>9)</sup>

人	1919年	1920年	1921年	1922年	1923年
稍々解し得る者	200,195	244,643	290,707	386,158	485,260
普通会話に差支えなき者	102,712	122,722	250,517	178,871	227,007
人	1924年	1925年	1926年	1927年	
稍々解し得る者	549,137	615,033	690,448	753,618	
普通会話に差支えなき者	268,860	332,113	374,998	424,530	

成果が表れたと自ら評価し始めた。朝鮮総督府が日本語教育の実体を捉えた統計は、以下のように記されている。

上記の表から見ると、日韓併合以来継続的に推進されてきた日本語普及の教育政策は、確実に朝鮮民衆へ浸透しつつあったと理解できる。そして、斎藤総督統治下の施政は日本語普及と伴い、言論・出版・集会を奨励する異例の政策を打ち出すことで、社会教育の土台となる制度的基盤を整え始めたと理解できる。

以上のように斎藤総督統治下では、教育へ比重をおいた政策の推進(大学教育制度の確立と新朝鮮教育令の施行)に伴い、文化政治と呼ばれる国民の意識改革を図る政策が奨励され始めたという特徴が表れた。実際に、『東亜日報』や『朝鮮日報』などの新聞社が設立され、国民文化的活動を促す動きが顕著に表れ始めた。朝鮮民衆の主体的文化活動が実施される中で、日本の統治に反対する組織の結社が増え、さらに民族意識の向上を図ろうとする独立運動が拡大され始めたこともこの時期の特徴でもあった。すなわち、この統治時期は、①朝鮮総督府の政策によって教育機会が広がったという側面と②総督府の政策を能動的に活用することで朝鮮半島の独立運動を促す組織的結社の形成という相対的性格が表れた時期であったと理解できる。

## 2) 第2次斎藤総督時代の教育政策(在任期間: 1929年9月-1931年5月)

斎藤實総督の後任として陸軍大将山梨半造が第4代朝鮮総督府総督として着任し、1927年から1929年まで約2年間勤め、文化政策と経済発展という二大目標を掲げ、産業の開発と民衆生活の安定を図ろうとした。教育政策においては、斎藤総督統治期の教育政策を継承し、大学教育を含む教育制度の整備と改善を推進しようとした。しかし、約2年で総督としての仕事を追

え、再び斎藤實が第5代朝鮮総督府総督として着任することになり、第2期斎藤総督統治の時代が始まった。

第2次斎藤総督統治期の主要事業の軸は地方自治制度の確立であった。そして、教育政策も地方自治制度に基づく事業内容へと改善が求められるようになった。この時期の教育政策は地方単位の普通学校、実業学校と私立学校の設立を奨励し、地域単位で各学校の管理を行うことを目的としていた。普通学校は日本語教育とともに基礎教育を継続的に担当し、実業教育(実業補習学校)は産業の発展を図るという目的下で必要な技術教育を実施することであった。他方、私立教育においては総督府が民族教育思想に基づく学校の管理を担当することになったため、地方自治制度に基づく私立学校の教育に関する統制が行われるようになった。従って、地方自治制度下で私立学校の管理・統制を通じて民族意識の高揚と独立運動の推進を図ろうとした私立学校の教育方針は実施することが難しくなった。

一方、この時期、社会教育の性格を内在している教育政策としては「思想の善導と教育の実際化」が推進された。第1次斎藤総督の教育政策の結果、言論・出版・集会の自由がある程度保障され、朝鮮半島の独立を図る運動が全国各地で行われるようになった。このような結果に対し、第2次斎藤総督の施政は、不良思想の防止のための教育の推進を促した。“(一)朝鮮教育令の精神の実現”と“(二)勤労教育を鼓吹し、学校教育をして実際生活へ即せしむる(本文ママ)<sup>10)</sup>”ことという二つの内容に焦点をあて、日本の統治に対する反発を抑制するための教育を推進した。具体的にみると、地方自治制度に基づき自治体管轄の青年訓練所という社会施設を設置し、青年の思想改善と軍事基礎教育・実業教育を促進させることを図ったと把握できる。すなわち、この時期において朝鮮半島では日本の植民地統治に対する独立運動が地域単位まで浸透したため、総督府統治に対する反発を抑制するための思想教育と地

域単位の管理が重要な教育政策として必要とされた時期であったと理解できる。

### C. 宇垣一成総督時代の教育政策

斎藤総督の後を承け、陸軍大将宇垣一成(在任期間：1931年6月－1936年9月)が第6代朝鮮総督府総督として赴任した。しかし、この時期は満州事変が勃発し、日本の大陸進出の政策と第二次世界大戦の兆候が顕著に表れ、国際的情勢は激変し始めていた。すなわち、宇垣総督統治下の朝鮮半島の施政は、国際政治状況の変化の中で新しい転機を迎える時期であったといえる。宇垣総督統治下の施政方針は次のように把握することができる。

宇垣総督は諭告の中で特に当時の時代的状況を踏まえ、「今や非常時局に処し、吾人は須らく大局に著眼し時勢を達観し、東洋に於ける吾人の立場を自覺し、官民を論せず渾和融和一体一元となり、勇猛心を奮起して体なる天賦の資源開拓に努力すべき(原文ママ)<sup>11)</sup>」と述べている。日本が直面している当時の時代的状況からみると、満州事変後の日本の大東亜戦線の結集とアジア進出という課題から、朝鮮半島の政策も内鮮一体の協力がより切実に必要とされたと考えられる。実際に、宇垣総督の施政は具体的な施策として「農山漁村振興」「自力更生運動」を示し、朝鮮民衆の経済的自立を促す両施策が朝鮮半島の今後の統治を左右する重要な要素となると主張した。

具体的に教育政策に焦点を当てるとき、内鮮一体の強化と併せた國力の集合を意図した宇垣総督施政の教育政策は斎藤総督の施政の文化政治の流れから転換を図るようになった。国民の意識改革を図る社会教化として「国民精神の作興」を具体的な政策の例としてあげられる。「国民精神の作興」とは、①わが尊厳たる国体觀念宏達なる肇國の理想儼然たる国憲の精神、三千年伝統の国民道徳、内鮮一体の信念を闡明し、皇室を中心とする国民の一一致団結を図ること、②内鮮融和より内鮮一体を進む、③尊嚴宗高なる国体に基づき盡忠報國の精神を益々振起し、日常生活に実践すること、④官民一体による國力の充実へ寄与することと⑤国民教養の向上を軸となる内容を内包していた<sup>12)</sup>。宇垣総督施政の「国民精神の作興」は、内鮮一体の同化主義を天命し、朝鮮民衆に対する本格的啓蒙教育を推進しようとしたと理解できる。前任総督らの施政の教育政策が日本語普及と学制の改革などであったとすると、この時期から精神面の啓蒙教育が教育政策の重要な事業として

台頭したのである。勿論、国民精神の涵養という啓蒙教育的側面の他、地方自治制度の整備と伴い簡易学校が設置され、就学機会に恵まれない児童に対する基礎教育と日本語教育を地域単位で推進する動きも現われた。実際に、日本語教育を受ける人々は780,137人を超える<sup>13)</sup>、以前より日本語が朝鮮半島の民衆の中で普及されたことを確認することができる。

結局、宇垣総督の統治施政は、満州事変などの国際的情勢の影響から国民の精神教育を通じた同化主義教育と日本語普及という両政策へ力を入れた時期であったと理解できる。

### D. 南次郎総督時代の教育政策内容

1939年の第二次世界大戦が始まる直前、陸軍大将南次郎(在任期間：1936年8月－1942年)が朝鮮総督として赴任した。南次郎が総督として在任した6年間は継続在任期間としては最も長期であり、斎藤総督が推進した文化政治に対して皇國臣民化政策を推進することで韓国の植民地の歴史の中では武断政治と呼ばれる時期でもあった。具体的に、南総督統治下の施政方針をみると、①内鮮一体の徹底的具現、②鮮満一如・日満一心、③国家総動員の発動による半島施設の内地従属化を実現し、戦時経済下の朝鮮半島の役割遂行と④自力更生運動を主要な項目としてあげていた<sup>14)</sup>。

特に、南総督の施政は内鮮一体を政策の軸とすえ、皇國臣民化の教育政策を主たるものとして位置づけた。同時に、この時期から学校教育中心の教育政策の枠組みから脱皮し、社会教育という枠組みの中で政策を推進し始めた。具体的に南総督統治下の教育政策の主要方針を確認すると、朝鮮教育令の改正に基づく同施政方針は南総督の諭告の中で以下のように記されている。

抑々朝鮮統治ノ目標ハ斯域同胞ヲシテ眞個皇國臣民タルノ本質ニ徹セシメ内鮮一体俱ニ治平ノ慶ニ賴リ東亜ノ事ニ処スルニ在リ。即チ歴代当局苦心相承ケ一視同仁ノ聖旨ヲ奉体シテ施政ノ暢達民福ノ増進ヲ図リ特ニ教育ニ於イテハ我ガ国民彝倫ノ規範タル教育ニ関スル勅語ニ恪遵シ日本精神ノ培養ニ努メテ以テ今日ノ庶績ヲ見ルニ至レリ<sup>15)</sup>

南総督の施政方針は、皇國臣民化政策の推進であり、そのための教育を通じた日本精神の培養が朝鮮半島の民衆に対して必要であると述べられている。さらに、南総督統治下の施政は陸軍特別志願兵制度を制定し、

志願兵の訓練のための朝鮮総督府陸軍志願者訓練所を設置した。南総督の施政は、単に内鮮一体を図る教育に留まることなく、第二次世界大戦へ参戦しようとする日本の国際的情勢に基づき軍事教育と訓練を包括する教育政策を推進しようとしていた。すなわち、斎藤総督時代の文化政治とは相対する政策方針の流れを形成していたと理解できる。特に、南総督の施政は教育政策の中でも特に社会教育へ焦点を当てた具体的な政策方針と内容が定められた。その政策方針と内容は以下のように説明することができる。

南総督統治下の教育政策は四つの形態で区分することができる。第一に、社会教化的性格が強い教育政策である。具体的にいえば、①宇垣総督統治期の政策を継承した「国民精神の作興」、②皇国臣民の誓詞の普及、③興亜奉公日(愛国日)の制定実施、④教化団体連合会の組織、⑤勤労報国体の結成と⑥青年団の指導などをあげられる。これらの項目からみると、皇国臣民を形成する社会組織の結成と日本へ従順かつ忠誠を示す民意識の形成が社会教育の役割として位置づけられていたと理解できる。第二に、時局巡回公演とラジオを通じた啓蒙教育である。朝鮮人民の啓蒙のために巡回公演とラジオを通じた教育の実施を教育政策のなかで定めたことが特徴的であった。第三に、朝鮮教化団体連合会や朝鮮文芸会を中心とする朝鮮人の知識人や有職者を中心とする組織を結成し、その組織の活動を通じて朝鮮人民を皇国臣民化へ啓蒙しようとする動きが社会教育政策として実施された。第四に、日本語の普及事業をより積極的に遂行し、朝鮮語使用禁止と創始改名を通じて完全な内鮮一体を図るための社会教育政策を推進した<sup>16)</sup>。さらに、1939年以降、第二次世界大戦が勃発し、戦争への物的・人的資源の確保が必要とされる中で、南総督の施政は「国民精神総動員運動」を推進した。国民精神総動員運動は、“内鮮一体を基調とする統治方針の徹底並びに半島同胞の皇国臣民化を図るを以て大眼目とする(原文ママ)<sup>17)</sup>”という目的下で、朝鮮半島の民衆を皇国臣民として同化させ、戦争への支援を獲得しようとした。

上記の南総督統治下の社会教育政策の性格を整理すると、南総督統治下の教育政策は、第二次世界大戦の勃発という国際的情勢の変化に伴い、朝鮮半島の民衆の日本への同化を促す内鮮一体の性格が強かったと考えられる。そして、国民精神の作興のような啓蒙教育と日本語教育を軸とする社会教育政策が推進されたことが、南総督統治下の教育政策の特徴であったと考えられる。その後、大東亜戦争が激化する中で、南総督

統治下の教育政策は後任総督である小磯国昭と阿部信行に継承され、1945年8月日本の植民地支配が終わるまで継続して展開された。

次項では、四つの時期で区分された朝鮮総督府の教育政策の内容と既存の日本の植民地支配・統治下の教育政策に関する先行研究の内容を踏まえ、朝鮮総督府によって実施された朝鮮半島の教育政策の特徴と課題を検討する。同時に、この時期の朝鮮総督府の教育政策の歴史的性格と現代的意味を考察する。

### III. 朝鮮総督府統治下の教育政策の特徴と歴史的性格

#### A. 朝鮮総督府の教育政策の特徴と課題

日韓併合条約締結後、実際に日本の統治下で置かれた朝鮮半島には朝鮮総督府が設置され、総督や政務統監の主導下で政治経済から教育に至るまで様々な政策が展開された。その政策の中で、朝鮮総督府の施政は内鮮一体を目的とする同化政策が主要な目標として掲げられた。内鮮一体の同化政策を推進する上で、教育政策の役割は大きな影響を与えていた。具体的に、朝鮮総督府の教育政策の構図をみると次のように区分して把握することができる。

朝鮮総督府の同化政策の一環として教育政策の第一段階は、日本語普及のための教育であった。当時旧韓末の政治的権力の掌握をめぐる党派の対立と前近代的産業と貧困の状況を開拓することを掲げた朝鮮総督府は、日本の近代的学制に基づく朝鮮半島の学制の改正と内鮮一体を図る基礎政策として日本語普及・拡大を主要事業として推進した。すなわち、朝鮮半島の産業の発展を促すためにも、朝鮮半島の民衆の朝鮮総督府の政策への協力は必要不可欠な要素であったため、日本語普及に基づく言語・風俗の同化政策から取り組んだと理解できる。しかし、民間のレベルでは、朝鮮半島の民衆の中で日本の統治へ反対する運動(3・1独立運動)が展開されるなど、“日本の植民地統治に対する批判と抵抗を促し、朝鮮民族の覚醒を図ろうとする啓蒙運動<sup>18)</sup>”が拡大されていた。

日本の統治に対する不満が拡大されることに危惧した朝鮮総督府の第二段階の同化政策は、斎藤総督の施政と代表される文化政治であった。京成鉄道を完成するなど産業面で近代化の事業が着々進む中、朝鮮民衆を皇国臣民として形成することは日本語教育の拡大にもかかわらず、十分な成果を上げずにいった。このような状況を克服する施策として文化政治は、言論・出

版・集会の自由を一定の範囲で保障し、普及されつつある日本語教育の成果を踏まえて朝鮮人民の文化的意識を向上させるための啓蒙教育を遂行した。従って、全国各地に社会教化を遂行する組織が結成され、民衆に対する教化事業が展開されるようになった。但し、他方で斎藤総督の施策とは異なり、言論・出版・集会の自由が保障されることを期に、朝鮮民衆の民族意識を高揚させようとする新聞の発刊や社会教育組織が現れ始めた。産業の発展と日本語を話す民衆の増加という朝鮮総督府の教育政策の意図が一定の成果が上げられる中で、朝鮮民衆の抵抗の動きも拡大されたのも事実であった。

満州事変と第二次世界大戦の兆候が見え始め、国際的情勢が変化し、日本の大東亜戦略のための朝鮮半島の役割が期待される中で、朝鮮総督府(宇垣一成と南次郎統治期)の第三段階の同化政策は皇国臣民化政策をよく強行的に推進し、朝鮮半島の民衆を日本の戦略へ動員しようとする動きへ転換するようになった。特に、日本語普及政策は学校に在学している青年および一般民衆に対する日本語使用、創始改名と各種集会活動での日本語使用を義務化するなど、朝鮮語の使用が殆ど禁じられる状況であった。すなわち、皇国臣民化の同化政策が頂点に達する時期であったと考えられる。さらに、日本語普及だけでなく、国民総動員運動を開拓し、皇国臣民としての責務を果たし、日本の戦争に対する協力を促したのである。当然、このように朝鮮総督府の施政が教化的啓蒙教育の方向へ展開された背景には、日本の統治に対する朝鮮民衆の抵抗運動が内外で多発していたことも看過できない事実であった。結局、日本の統治に対する抵抗運動を抑止する手段として、上記の日本語普及と国民総動員運動の啓蒙運動と代表される社会教育政策が整備されたのがこの段階の社会教育の特徴であると理解できる。

上記の分析に基づき把握すると、①日本語教育による同化政策の推進、②産業発展と文化政治を踏まえた国民意識の啓蒙と内鮮一体の政策と③日本語使用の義務化・国民総動員運動の政策という流れで推進された朝鮮総督府の社会教育政策は、朝鮮半島の民衆を同化させる同時に近代化政策を推進もうとする朝鮮総督府の朝鮮半島に対する統治政策の手段であったと考えられる。しかし、この時代の教育政策の中で南総督時代からは社会教育政策に注目した。具体的に同政策に関する通説的見解を把握すると、以下のような戦前の朝鮮総督府の教育政策に関する評価が出されている。

まず金道洙によると戦前の教育政策(社会教育的側

面)の意義は、①社会教育行政制度の整備と②近代的社会教育体制の確立という成果の側面もあると指摘しながら、それよりも皇国臣民化という植民地政策を通じて朝鮮民衆の民族的意識を抹殺しよとする問題の方が大きいと主張している<sup>19)</sup>。一方、李正連によると、この時期の社会教育は“①朝鮮総督府によって制度化された社会教育と②民衆によって実践される社会教育<sup>20)</sup>”という二つの社会教育の形態で相対する目的のもとで展開されてきたと説明されている。

両者の意見を踏まえると、朝鮮総督府の教育政策(特に社会教育的側面)と民衆の教育運動とは相対する性格が内在していたと捉えることができる。従って、朝鮮総督府の同化政策に基づく教育政策は、同化政策と近代化という大命題を実現するための国民意識改革と日本語教育を実施することで、産業の発展と日本語の普及には成功しながらも、民衆の従順な皇国臣民化までは実現できなかったと考えられる。

但し、戦前の日本統治下の朝鮮総督府によって教育政策を検討するとさらに注目すべき側面がある。その点は、日本語教育が戦後の教育政策史の研究へ重要な歴史的意味を与えるということである。その理由は、戦前の朝鮮総督府の教育政策の中で35年間一貫して推進され、上記の表で把握したように最も民衆へ普及された内容であるからである。少なくとも、日本語教育の推進と伴い、官公事業と各種地域事業において朝鮮語の使用は減少し、日本語の識字者の増加と朝鮮語の識字者の減少という結果を招くことになった。その結果、戦後日本の統治下から解放される時点では、朝鮮語の識字者の比率は非常に低い状況となった。さらに、日本語普及の増加と朝鮮語識字者の減少という朝鮮総督府の教育政策の産物は、終戦以降日本の植民地統治の政治的性格から脱皮を目論む米軍政および初代韓国政府において識字問題が教育政策の中で重要な課題であることを自覚させる遠因となる。この点は次節で詳しく検討する。結局、戦前の朝鮮総督府統治下の教育政策の性格を端的にいえば、内鮮一体の同化政策の推進の手段として「日本語普及」と「朝鮮民衆の国民意識の皇国臣民化」という二つの目的を実現するための教育政策であったと理解できる。

## B. 戦前の教育政策の歴史的性格と現代的意味

戦前の朝鮮総督府によって実施された教育政策を現代的視点からみるとどのような意味を内在しているのだろうか。上記の記述に基づき分析すると、次のよう

に日本統治下の教育政策の歴史的性格を捉えることができる。第一に、書堂という伝統的地域教育施設で実施された朱子学中心の教育から近代的学校教育制度を朝鮮半島へ普及させたことである。具体的にいえば、①産業育成を目的として実業学校を設立し、技術教育を推進することで朝鮮半島の産業化・近代化を促進しようとしたことと②医学部・法学部を中心とする大学教育を実施し、高等教育制度を確立したことである。朝鮮王朝の末、鎖国政策を実施し、近代化という時代的潮流へ劣れた当時の朝鮮半島において近代的学校制度の普及は、近代的教育制度の普及と同時に、朝鮮時代の身分の差別に基づき教育機会の不平等の問題を克服する教育機会の拡大という結果をもたらした。すなわち、日本統治下の教育政策の中で、日本語普及や皇國臣民化教育による内鮮一体の同化政策という負の遺産が現代韓国の日本の植民地時代の研究の中で注目されている今日、日本統治下の教育政策によって定着された①近代的教育制度の確立と②教育機会の不平等の改善という側面は、韓国が政策評価の観点から植民地解放後の教育政策を客観的に再認識すべき論点であるといえる。日本の植民地支配下の諸政策を網羅し、批判する情調的歴史認識から脱皮し、当時の朝鮮総督府の政策の中で得策として位置づけ、韓国の発展の土台として活用された要素と韓国の伝統的・文化的アイデンティティを喪失させる同時に、搾取された要素を客観的に捉え直すことが重要であるといえる。その意味で、朝鮮総督府の教育政策の中で①近代的教育制度の確立と②教育機会の不平等の改善は、戦後韓国の教育制度の基礎を形成した政策であると認識することができる。

第二に、朝鮮総督府の斎藤総督時代の文化政治から南総督時代の皇國臣民化政策へ移行する過程で推進された国民啓蒙的教育政策と代表される当時の教育政策に対する研究視点そのものの再考である。斎藤総督統治期の教育が朝鮮半島民衆に対して日本への自発的同化を促したとすると、その後南総督統治期では抑圧的手法で同化政策が推進された。端的にいえば、融和政策から抑圧政策への転換である。その結果、朝鮮半島の民衆においては融和政策に関する残像より、日本の植民地支配から解放される前の抑圧された時代の教育政策がより鮮明に残っている。従って、日本の統治期の教育政策は同化政策という目標を実現するために、抑圧的手法が推進されたという一般的理解が韓国の研究では通説として位置づけられるようになった。しかし、従来の韓国の研究が朝鮮総督府の統治下の教育政

策を皇國臣民化のための同化政策(例：日本語普及・国民総動員運動)へ注目し、当時の政策の抑圧的側面を論じることは、当時の教育政策の変遷過程で把握可能な朝鮮総督府の支配構造の変化という要素を看過していると理解できる。詳しく言えば、以下のように説明できる。

朝鮮総督府の教育政策は、①近代学校制度の確立に基づく日本語普及、②朝鮮民衆の自発的教育活動への参加の促進、③国民意識の啓蒙による皇國臣民化と自発的教育活動の抑制という段階を経ており、三つの段階的教育政策の転換こそが支配的教育政策の歴史的構図を表している。第一段階としては言語の普及を、第二段階としてはその言語を活用した自らの教育活動への参加を呼びかけ、第三段階としては積極的意識改革を図るということである。勿論、当時の第二次世界大戦の勃発の兆候が見えるなど環境的要因も重要であるが、少なくとも言葉の普及から始め、次に融和政策へ、最終的には抑圧的政策へ至るプロセスは支配的教育政策の本質的構図を示していると理解できる。従って、従来の韓国の日本植民地支配下の教育政策に関する研究の一般的視点が抑圧的教育政策の問題点探しに比重をおいているとすると、むしろ支配的教育政策へ内在されている本質的構図を理解することがより当時の教育政策の問題を客観視する研究へ発展させることができるとと思われる。

第三に、日本の統治下の教育政策の中で35年間一貫して推進された日本語教育の問題である。韓国が日本の植民地から解放された以来、教育政策の課題へ韓国語・朝鮮語教育の実施という問題であった。すなわち、国民の80%が韓国語・朝鮮語を読み・書きが出来ない非識字者であったことである<sup>21)</sup>。この結果は、朝鮮総督府の教育政策の中で日本語普及政策が朝鮮半島へ非常に大きな影響を与えたということを意味する。そうすると、解放後韓国の教育政策を検討する上で、戦前の教育政策の影響と戦後教育政策の推進という相互の時代の連続性をより突き詰めて検討する必要がある。しかし、韓国の教育政策に関する研究では、戦前の教育政策の歴史が戦後の教育政策へどのように移行したのかを検討した研究は行われていないことが現状である。日本統治期の歴史を被害者の立場から感情的かつ批判的に捉えるだけでなく、自らの歴史の負の側面を冷静に客観視する研究が今後求められていると思う。

#### IV. 考察

本論文では、日韓併合条約締結以来、朝鮮総督府によって実施された教育政策の展開と特徴を把握した。当時の教育政策は、①日本語教育、②近代学校制度の確立、③産業化・近代化の推進と実業教育の推進、④高等教育制度の確立と施設の整備と⑤国民総動員運動と代表される皇国臣民化教育の推進という形態で展開されたことを把握した。そして、当時の教育政策は、内鮮一体という同化政策が最終的目標であったことを歴史的に考察した。そして当時の教育政策の内容は二つの性格を内在していることを把握した。一つは、この時期の教育政策を通じて、朝鮮半島において近代的学校制度が確立され、一般民衆に対する教育機会が拡大されたという側面である。もう一つは、日本語普及と教化的国民啓蒙教育による同化政策の推進によって、日本の統治が終わった時点で韓国語・朝鮮語の識字者が20%にも満たさない結果を招いた当時同化政策に基づく教育政策の抑圧的側面である。このような二つの特徴を表している日本の統治下の教育政策を検証すると、当時の教育政策の歴史的性格は、実利と抑圧的性格が内在していたと端的にいえる。実利の性格とは、朝鮮半島の経済的・社会的発展を促進するための近代的教育制度の確立と人材の確保のための教育機会の拡大である。抑圧の性格は、日本語の普及と国民啓蒙教育を通じて実現しようとした皇国臣民化という同化政策である。結局、日本統治下の教育政策は、実利と抑圧の性格が混在する中で実施された結果物であると考えられる。

(指導教官 牧野篤教授)

#### 注

- 1)朝鮮総督府編『施政二十五年史』朝鮮総督府1935年, p.25.
- 2)Ibid., p.168.
- 3)Ibid., pp.169-181.
- 4)隈本繁吉「教化意見書」,『日本植民地教育政策資料集成』(第69巻)  
竜溪書舎1991年, p.39.
- 5)朝鮮総督府編(1935年), op.cit., p.314.
- 6)Ibid., p.317.
- 7)Ibid., p.476.
- 8)Ibid., p.479.
- 9)Ibid., p.489.
- 10)Ibid., p.656.
- 11)Ibid., p.668.
- 12)朝鮮総督府学務局「朝鮮社会教育要覧」,『日本植民地教育政策資料集成』(第51巻)竜溪書舎1991年, p.16.

- 13)朝鮮総督府編(1935年), op.cit., p.907.(この時期では、総督府官僚を含む官署官使に対して朝鮮語を奨励し、より官の人々が日本語を習得しない人々に対する教育を実施する動きを見せ始めたことも特徴である。)
- 14)朝鮮総督府『施政三十年史』朝鮮総督府1941年, pp.409-411.
- 15)Ibid., p.780.
- 16)Ibid., pp.808-826.
- 17)Ibid., p.828.
- 18)남궁勇權(南宮勇權)「일제에 대한 민족적 저항기의 사회교육」(日帝に対する民族的抵抗期の社会教育), 韓国教育史学会『韓国教育史学』(第16集)1994, p.100.
- 19)金道洙「우리나라의 近代社会教育政策과 活動形態의 展開過程—日帝統治時代를 中心으로—」(わが国の近代社会教育政策と活動形態の展開過程—日本帝国統治時代を中心に—)檀国大学校教育大学院『教育論集』(創刊号)1985, pp.44-46.
- 20)李正連『韓国における社会教育の起源と変遷に関する研究—大韓帝国末期から植民地時代までの近代化との関係に注目して—』名古屋大学大学院教育発達研究科(博士学位論文)2005, p.200.
- 21)米軍政下による韓国の教育政策に調査によると、日本の統治下からの「解放」後の非識字者の状況は、“6-12歳の児童は4,892,418中、就学児童は1,721,873人”であったと把握されている。(G. H. Q. U.S Army Forces, *Sub-report for Korea Education Commission General Education*21, January, 1946, p.1.)当時、韓国の実情に詳しきった米軍政文教部の首席顧問であった Horace G. Underwood は、“韓国人の80%が文盲であり、残りの20%の多数は韓国語ではなく、漢文を読む人々であった”と報告している。(G.H.Q. U.S Army Forces, *Education in South Korea (Summarized by Dr. H. G. Underwood*, 1947.6, p.2.)